

所得減少減免のてびき

所得減少減免

所得減少減免とは、前年の所得と比較して今の所得が30%以上減少している場合、保険料の所得割額が減少率に応じて減免される制度です。

申請について

減免の対象期間は、減免を申請月から保険料を納付することができるようになるまでの間（最大で申請年度の3月末まで）です。ただし、状況により翌年度末まで延長できます。

- ※ 翌年度も適用する場合は、再度申請が必要です。
- ※ 公的年金収入のみの方、非課税所得及び一時所得（不動産売買・株取引等）のみでの所得減少については対象外となります。

資力が回復した場合

資力が回復する等保険料の納付が可能になった場合、必ず届出が必要です。【所得減少減免取下書】をご提出ください。該当月以降の減免を取消しさせていただきます。

受付時期

保険料決定後（保険料決定通知書がお手元に届いて以降）より受付となります。減免理由の発生後、納期限までにご提出下さい。4月・5月や保険料決定前の申請は受付しません。

対象保険料

所得割額のうち、納期末到来かつ未納の保険料が対象です。申請した月の保険料から対象です。申請が遅れると、減免額が減少する場合があります。

必要書類

1. 国民健康保険料減免申請書（様式第18号の3）（両面）
2. 世帯主の本人確認書類（保険証や運転免許証など）の写し
3. 所得額（見込み）申告書（国保加入者の19歳以上全員分）
4. 以下の所得減少の理由に応じた必要書類の写し

<所得減少の理由別必要書類>

所得減少の理由	必要書類	
会社を退職した	会社を退職したとわかる書類	退職日のわかる源泉徴収票、退職証明書、離職票、資格喪失証明書
	給与収入のわかる書類	源泉徴収票、直近3カ月の給与明細書、給与支払証明書
給与が減少した	給与が減少したとわかる書類	減少前と減少後（3か月分）の給与明細書、雇用契約書など給与の減少がわかる書類
	給与収入のわかる書類	源泉徴収票、直近3カ月の給与明細書、給与支払証明書
廃業した	廃業したとわかる書類	廃業届出書
	事業収入	帳簿等収入支出のわかるもの、または見込みで作成した青色申告決算書
事業不振等	事業不振等のわかる書類	帳簿等収入支出のわかるもの、または見込みで作成した青色申告決算書
その他	その他所得が減少したとわかる書類	※ 非経常所得は対象外です。 非経常所得とは、譲渡所得・一時所得・先物取引雑所得・申告分離課税を申告とした配当所得など。例：土地や不動産の売買、株取引など

減免割合

前年所得からの減少率	減免割合
30%以上40%未満	30%
40%以上50%未満	40%
50%以上60%未満	50%
60%以上70%未満	60%
70%以上80%未満	70%
80%以上90%未満	80%
90%以上100%未満	90%
100%	100%

減免計算方法

① 前年所得からの減少率の計算方法

$$1 - \left(\frac{\text{世帯の減少後の一月あたりの所得}}{\text{世帯の一月当たりの前年所得} ※} \right) \times 100\% = \text{減少率}$$

【国保加入者全員（擬主を除く）の前年所得÷12カ月】
※ 1～3月は前々年中所得
(端数処理不要)

② 減免額の計算方法

$$\text{所得割} \times \text{減免割合} = \text{減免額}$$

(1円未満端数切り上げ)